

# 《 事務所ニュース 2017年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 平成29年度の年金額について (平成29年4月から)

総務省から、平成29年1月27日、「平成28年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表され、対前年比0.1%の下落となり、これを踏まえ、厚生労働省は、平成29年度の年金額は、法律の規定により、平成28年度から0.1%の引下げると発表した。なお、平成29年度の年金額による支払いは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。年金額は、国民年金の満額で、月6万4941円(前年度比67円減)、厚生年金は会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯で、月22万1277円(同227円減)となります。

## 国民年金保険料変更について (平成29年4月から)

国民年金の保険料は、下記の通り変更されます。

- 平成29年度・・・16,490円(月額)  
(平成28年度から230円の引上げ)
- 平成30年度・・・16,340円(月額)  
(平成29年度から150円の引下げ)

## 健康保険料率及び介護保険料の変更 平成29年3月から(4月納付分)

全国健康保険協会は、平成29年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。右記をご参照ください。また、全国一律の介護保険料率については、1.65%に変更になります。

変更は平成29年3月(4月納付分)からとなります。  
従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

※ 任意継続被保険者の方は4月分(4月納付分)か

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.89%	11.54%
東京都	9.91%	11.56%
埼玉県	9.87%	11.52%

## 雇用保険料率の変更(平成29年4月から)

平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担とも1/1,000ずつ引き下げるための法律案を、国会に提出しました。雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)については、引き続3/1,000の予定です。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

平成29年度の雇用保険料率(法律案が国会で成立した場合)

事業の種類	負担者	①	②	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担			
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
	(28年度)	4/1,000	7/1,000			
農林水産・ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
	(28年度)	5/1,000	8/1,000			
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
	(28年度)	5/1,000	9/1,000			

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行